

## 石垣・那覇間航空路線運賃及び料金に関する要請決議

石垣島から沖縄本島に渡る唯一の生活路線である公共交通は航空路線のみであり、市民生活や地域経済における航空運賃負担は他の地域に比べ突出して大きい。

平成25年3月7日、石垣市民待望の本格的なジェット化空港「南ぬ島石垣空港」が開港したことにより、既存の航空会社よりも低額の運賃及び料金で航空運送事業を行うスカイマーク株式会社が、南ぬ島石垣空港と那覇空港間の路線に新規就航を行い、既存の航空会社も割引運賃等を大幅に引き下げ、同路線利用者の運賃負担は大幅に低減化が図られた。

また、昨年12月19日には、新興航空会社であるスカイネットアジア航空株式会社（ソラシドエア）が、本年3月29日より当該路線に既存の全日本空輸株式会社との共同運航という形態で新規就航を行うことが発表され、当該路線は、これまで以上に航空利用者がニーズに合わせ航空会社と運賃及び料金サービスを選択することが可能となり利便性が向上した。

このような中、経営が窮境状態にあったスカイマーク株式会社は、本年1月28日、経営を再建するため民事再生法の適用を申請し、経営再建の一環で、当該路線から3月29日より、撤退することを決定した。

同社の路線撤退後の既存の航空会社及び共同運航での新規就航を行う航空会社は、本年6月30日までの運賃及び料金体系を現行の運賃及び料金制度に近い運賃及び料金設定としているが、航空利用者の利便性を保護する目的で規定されている航空法第105条第2項の運用により、当該路線に既に就航している航空会社の利用者のニーズに合わせた運賃及び料金設定が制限を受けている状況にある。

よって当市議会は、地域の実情及び当該路線の特殊性に鑑み、航空法第105条第2項の規定に基づく運用の取扱いに配慮するよう強く要請する。

以上、決議する。

平成27年3月16日

石垣市議会

あて先

国土交通大臣